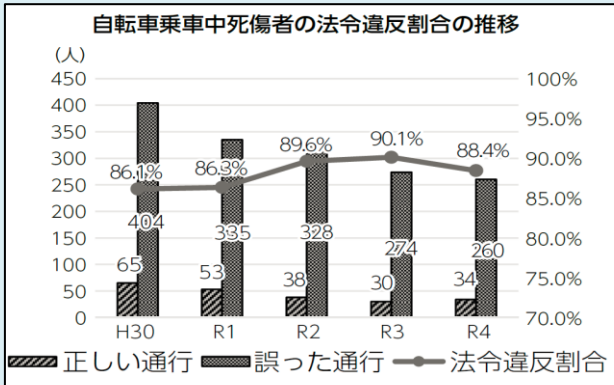




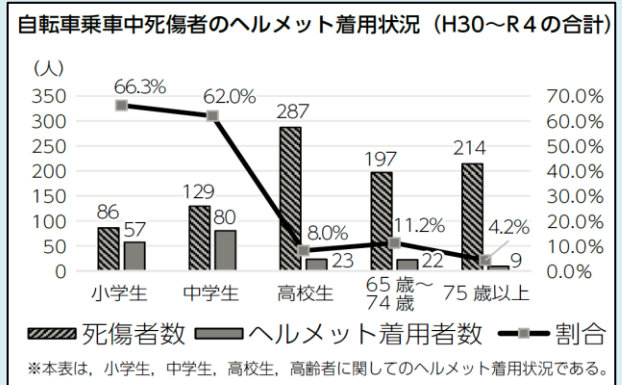
🚲 自転車乗車中の死傷者の状況 🚲

【現状】

令和4年中の鹿児島県内における自転車に関連する交通事故は、発生件数300件（前年比-15件）、死者数3人（前年比-2人）、負傷者数294人（前年比-7人）といずれも前年から減少しておりますが、自転車乗車中に交通事故にあった死傷者の約9割に何らかの原因（法令違反等）があります。また、自転車の死傷者は、高校生や高齢者が多いにもかかわらず、ヘルメット着用率は依然として低い状況です。



出典：鹿児島県HP「令和5年度交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動実施要綱」



※本表は、小学生、中学生、高校生、高齢者に関してのヘルメット着用状況である。

自転車の安全利用五則を守りましょう!!

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます

車道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる時は一時停止をしなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転をしてはいけません。



5 ヘルメットを着用

自転車利用者は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。また、鹿児島県では、条例により、保護者が中学生以下の子にヘルメットを着用させる義務があります。



※内閣府作成「改定した自転車安全利用五則を守りましょう」から画像を引用

【セーフコミュニティの取組】

交通安全分野では、ヘルメット着用率の向上、自転車のマナーアップに向けた交通安全教室や地域組織や関係団体と連携・協働した啓発活動に取り組んでいます。

悲惨な事故を防ぐため、**皆さんもご家庭や地域などで積極的な声掛けをお願いします。**

※安心安全課では、コミュニティ協議会等が実施する交通安全教室等について、**講師の派遣や実施方法のアドバース等の支援**を行っていますので、是非ご相談ください。

自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率



自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷を負っています。

また、自転車乗車中の交通事故においてヘルメットを着用していなかった方の致死率(注)は、着用していた方と比べて平成30年から令和4年までの5年間の合計で約2.1倍高くなっています。

(注)：「致死率」とは、死傷者数に占める死者数の割合をいう。

※警察庁資料より引用